

## 香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 補助金は、県内事業所で勤務する外国人材を雇用する法人事業者又は個人事業主（以下「外国人材受入企業」）に対し、外国人材受入企業サポーターが取り扱う空き家を購入して外国人材の住まいとして改修する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について予算の範囲内で補助することにより、住まいの確保が必要な外国人材受入企業の外国人材受入体制の充実と外国人材の住まいの環境整備を図る。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2及び別表第1の5並びに別表2に定める在留資格のうち、日本での就労が可能な在留資格を有している者
- (2) 法人事業者 会社法（平成17年法律第86号）上の本店若しくは主たる事業所（会社法の適用を受けない事業者については、会社法上の本店や主たる事業所に相当する事業所）が県内にある法人をいう。
- (3) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者
- (4) 外国人材受入企業サポーター 外国人材受入企業に対して、空き家物件の積極的な紹介や、外国人材受入企業からの各種相談に応じる県に登録された不動産事業者
- (5) 空き家 現に居住等をしていない専用住宅又は併用住宅若しくは共同住宅の住戸をいう。ただし、新築の場合を除く。

### (補助対象事業及び補助条件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び補助条件は、次に掲げる要件を満たす

ものとする。

- (1) 外国人材受入企業が、外国人材受入企業サポーターが所有・管理・媒介等を通じて購入、または、外国人材受入企業サポーターが外国人材受入企業として購入した空き家（以下「対象物件」という。）を、雇用する外国人材の住まいとして改修すること。ただし、対象物件が共同住宅の住戸の場合は、共用部分の改修は対象外とする。
- (2) 外国人材受入企業が、対象物件を外国人材の住まいとして3年以上使用する予定であること。
- (3) 補助事業完了（改修工事完了かつ支払完了）後6ヵ月以内に、雇用する外国人材が入居予定であること。
- (4) 国又は県若しくは市町の補助金が交付されている事業でないこと。
- (5) 外国人材受入企業のうち、次のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。
  - ア 交付決定より前に補助事業を実施（事前着手）した者。ただし、第7条第3項の届出を知事に提出したときは、当該提出の日以降に着手することができる。
  - イ 労働関係法令、入管法及び外国人技能実習法（外国人技能実習生の雇用又は実習監理を行っている場合）を遵守しない者
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」に係る事業を行う者
  - エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
  - オ その他補助金の目的に照らして適当でないと知事が判断する事業を行う者
- (6) 補助金の交付回数は、同一対象物件に対して1回限りとする。また、共同住宅の住戸へ交付する場合は、同一共同住宅に対して原則1回限りとするが、異なる外国人材受入企業へ交付する場合はその限りでない。

#### （補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家屋の改修に要する経費（耐震診断に要する経費、家財道具の処分に要する経費及び改修される対象物件と構造上一体となっていて、通常必要と認められる設備（例えば、電気・ガス・給排水・空調・トイレなど）の整備に要する経費を含む。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象者自らが改修を実施する場合に要する経費

- (2) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (3) 住宅構造の改修を伴わない機器、備品等の購入及び設置工事
- (4) 家具の固定のための器具購入及び工事
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 前号各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認める工事等

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額とする。ただし、1,000千円を限度とする。なお、千円未満を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする外国人材受入企業（以下「申請者」という。）は、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事が別途定める日までに1部提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 法人事業者の場合は、登記簿謄本。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- (4) 外国人材受入企業が対象物件を購入したことを確認できる書類（外国人材受入企業サポーターが媒介等を行う売買契約書等）
- (5) 対象物件の所有権が確認できる書類
- (6) 対象物件の図面
- (7) 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (8) 対象物件の現状写真
- (9) 補助対象経費の合計額が確認できる書類（内訳を含む。）
- (10) 対象物件に居住する外国人材との雇用関係が分かる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）。ただし、申請時に雇用関係に無い等提出できない場合は、実績報告書提出時に提出することとする。
- (11) 県税に滞納が無い旨の証明書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 第1項の申請に当たり、事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に事

業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して、次に掲げる事項につき、条件を付すものとする。

（1）補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、補助事業の完了日から3年間、第4条第1項第2号に規定する要件を満たしているものとする。ただし、「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。

（2）補助事業者は、補助事業完了（改修工事完了かつ支払完了）後6ヵ月以内に、第4条第1項第3号に規定する要件を満たしているものとする。ただし、「入居予定である」とあるのは、「入居すること」とする。

（3）前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更するとき。ただし、事業の目的又は主な内容の変更を伴わない軽微な変更は除く。

（2）交付決定額の20パーセントを超える額を減額変更するとき。

（3）交付決定額を増額変更するとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金廃止承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受け

なければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金事故報告書（第7号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金実績報告書（第8号様式）を知事に1部提出しなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を実績報告書に添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助対象経費の合計額の請求書の写し（内訳を含む。）

(3) 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し

(4) 対象物件の完成写真（外観、内観及び改修箇所）

(5) 対象物件に居住する外国人材との雇用関係が分かる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）。ただし、交付申請書提出時に未提出の場合に限る。

(6) 外国人材が対象物件に居住していることが分かる書類（在留カードの写し等）

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前項第5号及び第6号の書類が実績報告時に提出が出来ない場合は、補助事業完了日から6ヵ月以内に提出すること。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金の額の確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(支払)

第 13 条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金請求書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 知事は、第 9 条第 4 項の補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条の決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する要件を満たさなくなった場合（「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする）。ただし、特段の事情により要件を満たさなくなった場合で、引き続き外国人材の住まいに供するための具体的かつ確実性の高い対策を講じていると知事が判断する場合はその限りではない。

(6) 第 11 条第 3 項の履行が出来なかった場合。ただし、特段の事情により履行することが出来なかった場合で、外国人材の住まいに供するための具体的かつ確実性の高い対策を講じていると知事が判断する場合はその限りではない。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書（第 11 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表に定める耐用年数を

経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業等の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経理について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(補則)

第 17 条 香川県補助金等交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する